

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)
地域名	芥屋地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

芥屋地区は、近年、基盤整備された水田のある芥屋地区と岐志岡地区の一部と、新町地区の一部がある。基盤整備されていない水田は、水路等の老朽化による漏れ、排水不良や狭隘地のため耕作不利地が多い。地区内では基盤整備された農地を中心に土地利用型の1法人と4経営体が主に営農している。

また、園芸型担い手農家が花卉、イチゴ、トマトなどの高収益型作物を栽培している。

芥屋地区は地区全体が中山間地域に指定されており、日照のよい傾斜地を生かした柑橘類の栽培も行われている。

土地利用型の農事組合法人1法人は構成員の世代交代が進んでおり、現在、組織の継続性に問題はない。

新町集落、岐志岡集落、岐志浜集落、野辺・福の浦集落は、排水不良地や、狭隘地、傾斜地など耕作不利地が多く、集落に担い手が不在のため将来的な農地利用が難しい状況であるが、一部で新規就農者が定着している。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者: 90人、うち団体経営体: 2経営体

主な作物: 水稻、WCS、麦、柑橘、イチゴ、トマト、花卉

### (2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備された芥屋地区と岐志岡地区の一部と、新町地区の一部の農地は、農事組合法人や土地利用型担い手による効率的な普通作付けでの集約化を段階的に進め、併せて施設園芸での高収益化を図る。

また、市内に設置しているRTK基地局を利用したスマート農業を活用し、農作業の効率化や農作業従事者の負担軽減を図る。

野辺・福の浦集落では、現在の担い手が柑橘等収益性の高い作物の栽培を維持し、岐志浜集落・岐志岡集落・新町集落は現在の利用者での農地利用を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.28 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、他の農地は現在の利用者を中心に農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

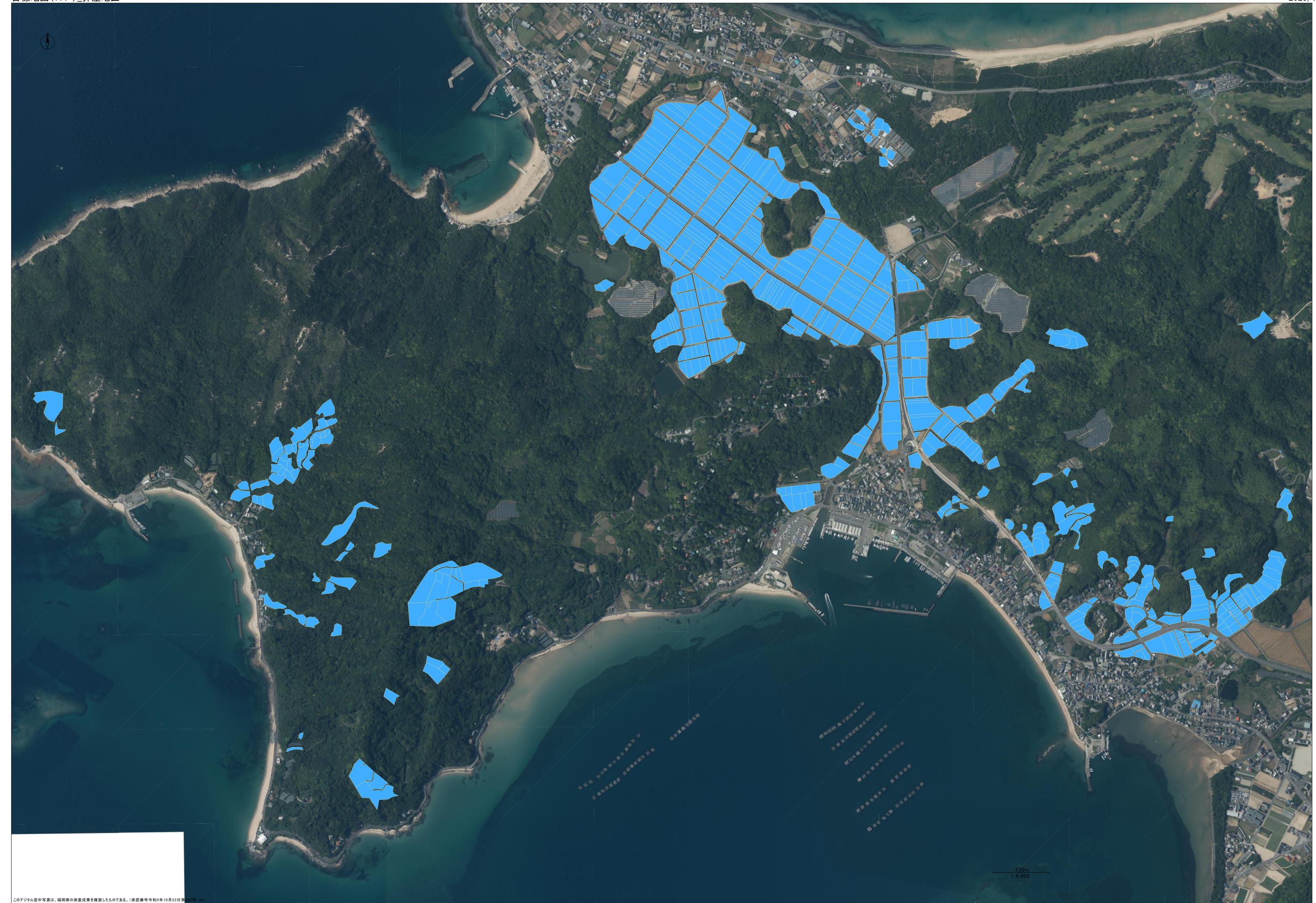
(1) 農用地の集積、集約化の方針
土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備されたエリアは担い手への集積・集約を進めながら農地利用を進める。 基盤整備事業以外においては、地元負担を考慮しつつ、農地や水路等付帯設備の補修や改修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を受け入れるため、地元の受け入れルール整備などの体制を必要に応じて整えていく。 市はJAと連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。また、新規就農者の意見を踏まえながら支援方法を改善していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①(芥屋集落ほか)山裾を中心にイノシシによる鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。
- ⑧(野辺・福の浦集落)果樹園地を継続利用できるよう、農地に接続する農道等の整備支援を検討していく。



このデジタル空中写真は、福岡県の測量成果を複製したものである。(承認番号令和5年10月23日第222号-16)